

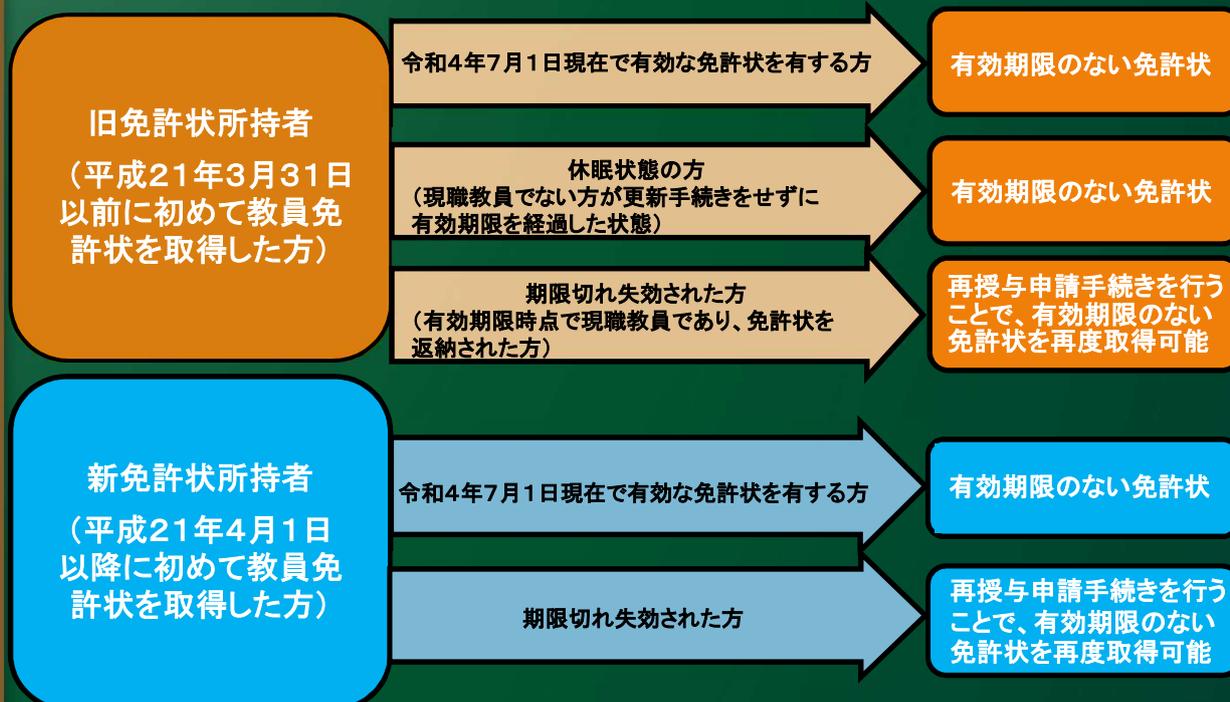
# 教員免許更新制の廃止

あなたの教員免許状が復活します！  
～ ぐんまの子どもたちのために一緒に働きませんか？ ～

○「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に公布され、教育職員免許法が一部改正されました（令和4年7月1日施行）。

○今回の法改正により、令和4年7月1日から「教員免許更新制」は廃止となり、免許状更新講習の受講や更新等手続きの必要がなくなるとともに、7月1日現在で有効な教員免許状は、手続きなく有効期限のない免許状となります。

○また、休眠状態の教員免許状も7月1日以降は有効期限のない免許状となるため、教員として勤務することが可能になりました（下図参照）。



## 【問い合わせ先】

- 教員免許状に関すること  
学校人事課 免許・電算係  
TEL：027-226-4601/4602
- 臨時教職員の募集に関すること
  - (1) 県立学校の臨時教職員  
学校人事課 県立学校人事係  
TEL：027-226-4597
  - (2) 市町村立学校の臨時教職員
    - ・中部教育事務所（TEL：027-232-6511）
    - ・西部教育事務所（TEL：027-322-7213）
    - ・吾妻教育事務所（TEL：0279-75-3370）
    - ・利根教育事務所（TEL：0278-23-0165）
    - ・東部教育事務所（TEL：0276-31-7151）

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

